

ちば地震防災ガイド作成及び配布業務企画提案(プロポーザル)募集要項

1 業務名

ちば地震防災ガイド作成及び配布業務

2 委託業務の内容

「ちば地震防災ガイド作成及び配布業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。)に記載のとおり。

3 業務の実施方法

企画提案を募り、審査・選考を経て1者を決定し、業務を委託する。

4 応募資格

次の全ての要件を満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定(契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者)に該当しない者であること。
- (2) 企画提案書等の提出日において、千葉県物品等入札参加資格を有する者であること。
- (3) 応募の日から審査完了の日までの間に、千葉県の物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けていない者であること。
- (4) 応募の日から審査完了の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準(昭和57年12月1日制定)に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団、同第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体及びそれら利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 本企画提案を審査する選考委員会の委員でないこと。また、当該委員が自ら主宰し、役員、顧問若しくは構成員として関係する法人及びその他の組織に所属する者ではないこと。
- (8) 令和3年度からこの公告の日までに、国、都道府県及び市町村で実施した広報資料作成業務の実績があること。

5 業務の委託期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）までとする。

6 業務の委託上限額

27,000千円以内（消費税及び地方消費税込）とする。

※ 上記金額は契約金額の限度額を示すものであり、県がこの金額で契約することを約束するものではない。

7 応募方法等

本件への応募は、企画提案書の提出により受け付ける。

- (1) 提出物 企画提案書一式 正本1部及び副本5部
※ 本要項10（企画提案書作成上の注意）に沿って作成すること
- (2) 提出先 千葉県防災危機管理部防災対策課災害情報室
〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
電話：043-223-3697
メールアドレス：bousai11@mz.pref.chiba.lg.jp
- (3) 提出方法 持参又は郵送
※ 紙媒体と併せて、電子メール等により同内容の電子データを提出すること
- (4) 提出期限 令和8年6月30日（火）午後5時まで（必着）

8 説明会

次の日程により説明会を開催する。参加を希望する場合は、「説明会参加申込書」（別紙様式1）によりメールにて申し込むこと。なお、説明会に出席しない場合も、本件への応募は可能とする。

- (1) 日 時 令和8年6月4日（木）午後2時から
- (2) 場 所 千葉県庁本庁舎5階 大会議室
※ オンライン（Zoom）での参加も選択可能。
- (3) 内 容 本募集要項及び仕様書の説明
- (4) 申込先 千葉県防災危機管理部防災対策課災害情報室
メールアドレス：bousai11@mz.pref.chiba.lg.jp
- (5) 申込期限 令和8年6月2日（火）午後5時まで

9 質問の受付

本件に関する質問については、「質問票」（別紙様式2）によりメールで送付すること。ただし、応募の状況、選考委員名等に関する質問は受け付けない。

- (1) 受付期限 令和8年6月16日（火）午後5時まで
- (2) 申込先 千葉県防災危機管理部防災対策課災害情報室
メールアドレス：bousai11@mz.pref.chiba.lg.jp
- (3) 回答方法 質問に対する回答は、千葉県ホームページに公表する。
- (4) 注意事項
 - ・メールの件名は「【質問票】千葉県地震被害想定調査業務」とすること。
 - ・質問票の送付後、未到着等の事故を防ぐため、併せて防災対策課災害情報室あて電話（043-223-3697）で連絡すること。

10 企画提案書作成上の注意

- (1) 企画提案書一式の内容
 - ア 企画提案書（様式第1号）
 - イ 企画提案説明書（任意様式）
 - ① 「仕様書」を参照の上、具体的な内容を記載すること。
 - ② 構成は任意とするが、ガイドのサンプル、業務スケジュール、経費見積書（業務ごとの詳細な内訳を含む）を含めること。
 - ③ 表紙、目次を含め15頁以内とすること。
 - ウ 団体概要（様式第2号）
 - エ 業務実績等（様式第3号）
 - オ 誓約書（様式第4号）
- (2) 留意事項
 - ア 企画提案書について、提出後の差し替えは受け付けない。ただし、訂正が必要な事項については、防災対策課において修正を行った上で、応募者あて連絡する。
 - イ 提案内容は、採用された場合に、受託者が責任をもって実現できるものであること。
 - ウ 独自提案の実施に要する経費は、本業務の委託料に含むこととする。
- (3) サンプルの作成について
 - サンプルの作成にあたっては、現行の「ちば地震防災ガイド」（じぶん防災

のホームページ上に掲載)及び、令和6・7年度地震被害想定調査業務にて示された広報原稿案を参考にしてよい。

令和6・7年度地震被害想定調査業務にて作成した広報原稿案については、希望者にデータを提供するため、防災対策課災害情報室あて電話(043-223-3697)で申し込むこと。なお、このデータについては、本件業務の制作物作成にのみ利用することを許可し、貸与や複製品の配布、二次利用は認めない。

11 審査・選考方法

(1) 選考方法

提出された企画提案書をもとに、選考委員会において審査し、最も優れた企画提案を行った応募者を受託候補者とする。審査にあたっては、プレゼンテーション・ヒアリングを実施するものとし、日程等については応募者に別途通知する。なお、プレゼンテーション・ヒアリングは令和8年7月上旬に実施する予定であり、各応募者によるプレゼンテーションは30分(説明20分、質疑10分)程度とする。

また、応募者の総数が5者を超える場合、事務局(防災対策課)による事前審査を実施し、選考委員会のプレゼンテーション・ヒアリングの対象となる応募者を5者選定する。

(2) 評価基準

審査にあたっては、別添「評価基準」に基づき、総合的に評価する。

なお、「仕様書」の記載事項に対応した上で、追加で独自提案をした場合は、審査及び評価の対象とするが、「仕様書」の記載事項に対応せずに、独自提案を行った場合には、減点若しくは失格とする。

(3) 審査結果の公表

審査結果については、応募者全員に通知するとともに、県ホームページに公表する。

12 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その提案は無効とする。

- (1) 所定の日時及び場所に企画提案書一式を提出しないとき。
- (2) 所要経費の金額が業務の委託上限額を超えるとき。
- (3) 本件に対して、二つ以上の提案をしたとき。
(共同企業体の構成員として提案を行った場合を含む。)
- (4) 本件に対して、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき。

- (5) 本件に対して、二人以上の代理人を指定したとき。
- (6) 提案に関して、談合等の不正行為があったとき。
- (7) プレゼンテーション・ヒアリングを欠席したとき。
- (8) その他、提示した事項及び本件に関する条件に違反したとき。

13 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出された書類等（データを含む）は、返却しない。
- (3) 提出された書類等（データを含む）は、必要に応じて印刷・複写する。なお、使用は千葉県庁内部における使用に限る。
- (4) 提出された書類等（データを含む）は、情報公開の請求により、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）に基づき開示することがある。
- (5) 企画提案に要する経費は、すべて応募者の負担とする。
- (6) 11により選考した受託候補者と、詳細な業務内容及び契約条件について協議、合意したのちに委託契約を締結する。
- (7) 企画提案書による審査は、企画提案の審査及び受託候補者の選定のために行うものであり、選考結果は提案内容をそのまま了承するものではないので留意すること。
- (8) 提案された企画内容をもとに業務委託仕様書を作成の上、契約を締結するものとする。本件における「仕様書」は業務大要を示すものであり、契約締結にあたっての業務委託仕様書は、県と受託候補者が協議し、県が作成する。
- (9) 契約にあたっては、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納めること。なお、契約保証金は免除する場合がある。
- (10) 業務の全部を第三者に再委託してはならない。業務の一部を再委託する場合は、事前に県に書面で協議を行い、承諾を得ること。

別添 評価基準

評価項目	評価ポイント	配点
趣旨及び目的理解	・業務目的、内容を的確に把握した提案となっているか。	10
防災への理解度	・地震・津波災害をよく理解し、適切な災害対応を提示できるか。	15
県民・事業者等への 広報・啓発	・県民・事業者の自助力・共助力の向上に資する視点を持っているか。 ・制作物のレイアウトや書きぶりは見やすいものとなっているか。	20
外国人対応	・やさしい日本語や英語を理解し、外国人に適した表現ができているか。	20
制作物の印刷・配布	・制作物の印刷技術を有しており、印刷物の仕上がりは適切か。	10
体制と実績	・業務を確実に実施しうる体制か。 ・同種業務の実績を有しており、本業務に必要なノウハウ、経験等が十分に発揮されると期待できるか。 ・提案内容が実行可能なものとなっているか。	10
スケジュール	・期限までの業務履行が現実的に可能なスケジュールとなっているか。	10
所要経費	・所要経費は、予算内であるか。 ・所要経費の算出根拠が明確に示されているか。	5

(100点満点)